

議案第 106 号

多可町立運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町立運動施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町立運動施設条例（平成18年多可町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	
中央公園プール	多可町中区岸上224番地19	
中体育館	多可町中区奥中588番地	
中柔剣道場	多可町中区奥中588番地	
加美体育館	多可町加美区豊部250番地1	
加美北部体育館	多可町加美区清水783番地1	
加美運動公園テニスコート	多可町加美区豊部1860番地1	
加美中グラウンド	多可町加美区豊部412番地1	
ガルテン八千代	グラウンド	多可町八千代区中野間363番地13
	体育館	多可町八千代区中野間363番地13
	テニスコート	多可町八千代区中野間363番地13
	プール（B&G海洋センター）	多可町八千代区中野間363番地13
	ふれあい公園	多可町八千代区中野間363番地12

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第4条関係）

名称	休館日	開館時間
中央公園プール	毎週木曜日及び9月1日から翌年6月30日までの日	午前10時から午後6時まで
ガルテン八千代プール	毎週月曜日及び10月1日から翌年5月31日までの日	午前9時から午後9時まで
中体育館	12月29日から翌年の1月3日までの日	土曜日・日曜日・祝日の午前8時から午後10時まで
		月曜日から金曜日（祝日は除く。）の午後6時から午後10時まで
中柔剣道場	12月29日から翌年の1月3日までの日	土曜日・日曜日・祝日の午前8時から午後10時まで
		月曜日から金曜日（祝日は除く。）の午後6時から午後10時まで
上記以外の運動施設	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条、第13条関係）

名称	金額		
中央公園プール	幼・小・中	1回	100円
	高校生	1回	210円

	一般	1回	330円
中体育館	半面	1時間	270円
	全面	1時間	550円
中柔剣道場		1時間	330円
加美体育館	半面	1時間	440円
	全面	1時間	880円
加美北部体育館	半面	1時間	160円
	全面	1時間	330円
加美運動公園テニスコート（クレー）	1面	1時間	330円
	照明料	1時間	440円
加美中グラウンド	全面	1時間	110円
ガルテン八千代	1／4面	1時間	220円
	半面	1時間	440円
	全面	1時間	880円
	照明料 1塔につき	1時間	440円
体育館	半面	1時間	440円
	全面	1時間	880円
テニスコー	1面	1時間	440円

	ト（全天候型・砂入人 工芝）	照明料	1時間	440円
	プール（B & G 海洋セ ンター）	幼・小・中	1回	100円
		高校生	1回	210円
		一般	1回	330円

備考

- 1 時間未満の利用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。
- 減免措置により、当該金額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 回数券1冊は12枚つづりとし、その額は、当該区分の10回分に相当する金額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

多可町立運動施設条例の新旧対照表

現 行		改 正			
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)			
名称	位置	名称	位置		
中央公園プール	多可町中区岸上224番地19	中央公園プール	多可町中区岸上224番地19		
加美体育館	多可町加美区豊部250番地 1	<u>中</u> 体育館	<u>多</u> 可町中区奥中588番地		
加美北部体育館	多可町加美区清水783番地 1	<u>中</u> 柔剣道場	<u>多</u> 可町中区奥中588番地		
加美運動公園テニスコート	多可町加美区豊部1860番地 1	加美体育館	多可町加美区豊部250番地 1		
加美中グラウンド	多可町加美区豊部412番地 1	加美北部体育館	多可町加美区清水783番地 1		
ガルテン八千代	グラウンド	多可町八千代区中野間363番地13	加美運動公園テニスコート	多可町加美区豊部1860番地 1	
	体育館	多可町八千代区中野間363番地13	加美中グラウンド	多可町加美区豊部412番地 1	
	テニスコート	多可町八千代区中野間363番地13	ガルテン八千代	グラウンド	多可町八千代区中野間363番地13
	プール (B & G海洋センター)	多可町八千代区中野間363番地13		体育館	多可町八千代区中野間363番地13
	ふれあい公園	多可町八千代区中野間363番地12		テニスコート	多可町八千代区中野間363番地13
				プール (B & G海洋センター)	多可町八千代区中野間363番地13
				ふれあい公園	多可町八千代区中野間363番地12

現 行			改 正		
別表第2 (第3条、第4条関係)			別表第2 (第3条、第4条関係)		
名称	休館日	開館時間	名称	休館日	開館時間
中央公園プール	毎週木曜日及び9月1日から翌年6月30までの日	午前10時から午後6時まで	中央公園プール	毎週木曜日及び9月1日から翌年6月30までの日	午前10時から午後6時まで
ガルテン八千代プール	毎週月曜日及び10月1日から翌年5月31までの日	午前9時から午後9時まで	ガルテン八千代プール	毎週月曜日及び10月1日から翌年5月31までの日	午前9時から午後9時まで
上記以外の運動施設	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで	中体育館	<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	<u>土曜日・日曜日・祝日の午前8時から午後10時まで</u> <u>月曜日から金曜日（祝日は除く。）の午後6時から午後10時まで</u>
			中柔剣道場	<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	<u>土曜日・日曜日・祝日の午前8時から午後10時まで</u> <u>月曜日から金曜日（祝日は除く。）の午後6時から午後10時まで</u>
			上記以外の運動施設	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで

現 行

別表第3 (第7条、第13条関係)

名称	金額
中央公園プール	幼・小・中 1回 100円
	高校生 1回 210円
	一般 1回 330円
加美体育館	半面 1時間 440円
	全面 1時間 880円
加美北部体育館	半面 1時間 160円
	全面 1時間 330円
加美運動公園テニスコート (クレー)	1面 1時間 330円
	照明料 1時間 440円
加美中グラウンド	全面 1時間 110円
ガルテン八千代	グラウンド 1／4面 1時間 220円
	半面 1時間 440円
	全面 1時間 880円
	照明料 1塔につき 1時間 440円
体育館	半面 1時間 440円

改 正

別表第3 (第7条、第13条関係)

名称	金額
中央公園プール	幼・小・中 1回 100円
	高校生 1回 210円
	一般 1回 330円
中体育館	半面 1時間 270円
	全面 1時間 550円
中柔剣道場	1時間 330円
	半面 1時間 440円
加美体育館	全面 1時間 880円
	半面 1時間 160円
加美北部体育館	全面 1時間 330円
	半面 1時間 110円
加美運動公園テニスコート (クレー)	1面 1時間 330円
	照明料 1時間 440円
加美中グラウンド	全面 1時間 110円
ガルテン八千代	グラウンド 1／4面 1時間 220円
	半面 1時間 440円

現 行				改 正				
	全面	1時間	880円		全面	1時間	880円	
テニスコート（全 天候型・砂入人工 芝）	1面	1時間	440円		照明料1塔につき	1時間	440円	
	照明料	1時間	440円	体育館	半面	1時間	440円	
プール（B & G海 洋センター）	幼・小・中	1回	100円		全面	1時間	880円	
	高校生	1回	210円		テニスコート（全天 候型・砂入人工芝）	1面	1時間	440円
	一般	1回	330円		照明料	1時間	440円	
				プール（B & G海洋 センター）	幼・小・中	1回	100円	
					高校生	1回	210円	
					一般	1回	330円	
<p><u>備考</u></p> <p>1 1時間未満の利用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。</p> <p>2 減免措置により、当該金額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 回数券1冊は12枚づりとし、その額は、当該区分の10回分に相当する金額とする。</p>								